

概要版

いなべ市

高齢者福祉計画及び
第9期介護保険事業計画



令和6年3月
いなべ市

1 計画策定の背景

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測され、さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12(2000)年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

そのような中で、令和7(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者になり、さらにその先のいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、介護ニーズの高い85歳以上の人口や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯及び認知症の人の増加なども見込まれ、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。その一方で、現役世代の減少は顕著となり、地域の高齢者介護を支える担い手の確保が重要となっています。

サービス利用者の増加に伴い、サービス費用が急速に増大する中で、制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

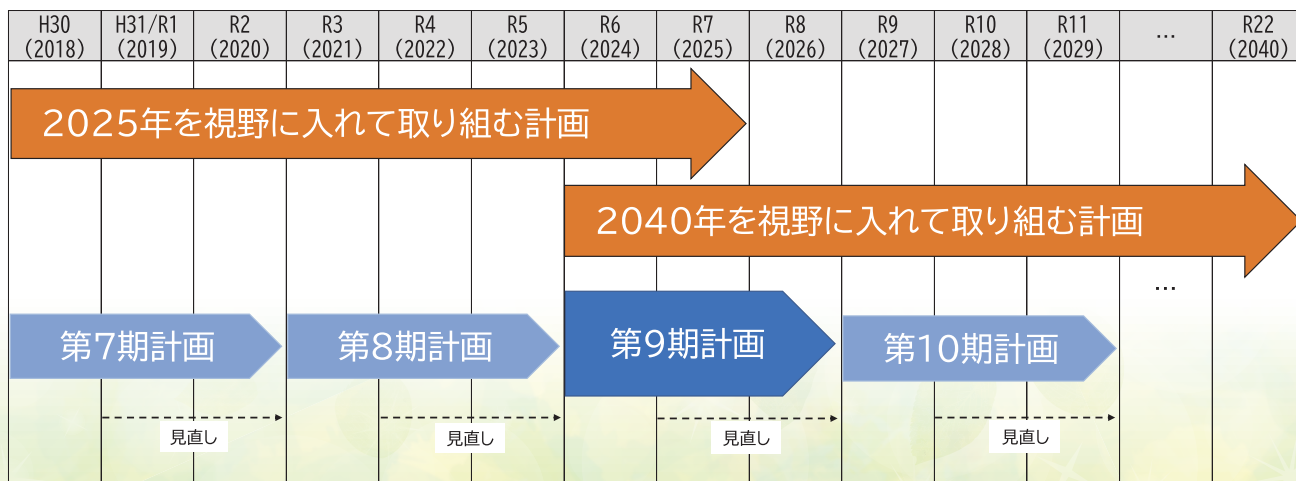
さらに、一人ひとりが適切な支援を受け、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供され、地域住民主体の見守り・健康づくり・生活支援・助け合いなどの活動を専門職、社会福祉協議会、市などの関係者が連携してサポートする「いなべ市版地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

いなべ市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(以下、「本計画」)は、このような状況を踏まえて、上述した高齢者を取り巻く社会情勢の変化や諸課題に対応するため、令和3年3月に策定した「いなべ市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を見直すものです。令和7(2025)年及び令和22(2040)年を見据え、いなべ市における高齢者施策及び介護保険事業の取り組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むことで地域共生社会の実現へ向け計画を策定しました。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年とします。

また、本計画は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えたものであり、中長期的な視野に立ち、サービス・給付・保険料の水準の推計と施策の展開を図ります。



団塊の世代が75歳に▲

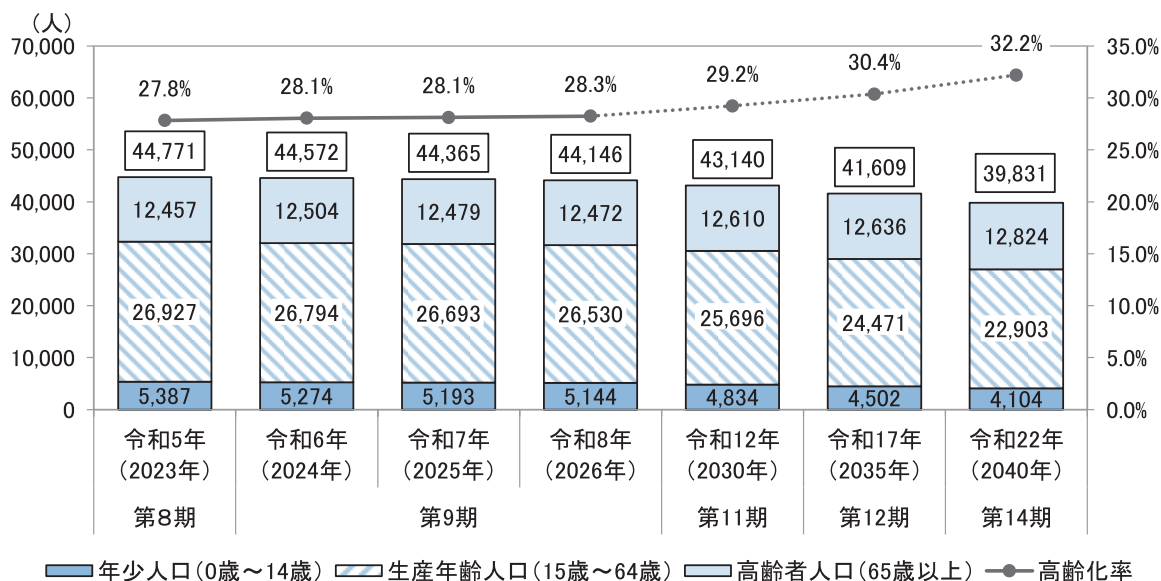
団塊ジュニア世代が65歳に▲

3 いなべ市の高齢者を取り巻く状況

総人口と高齢化率の推移

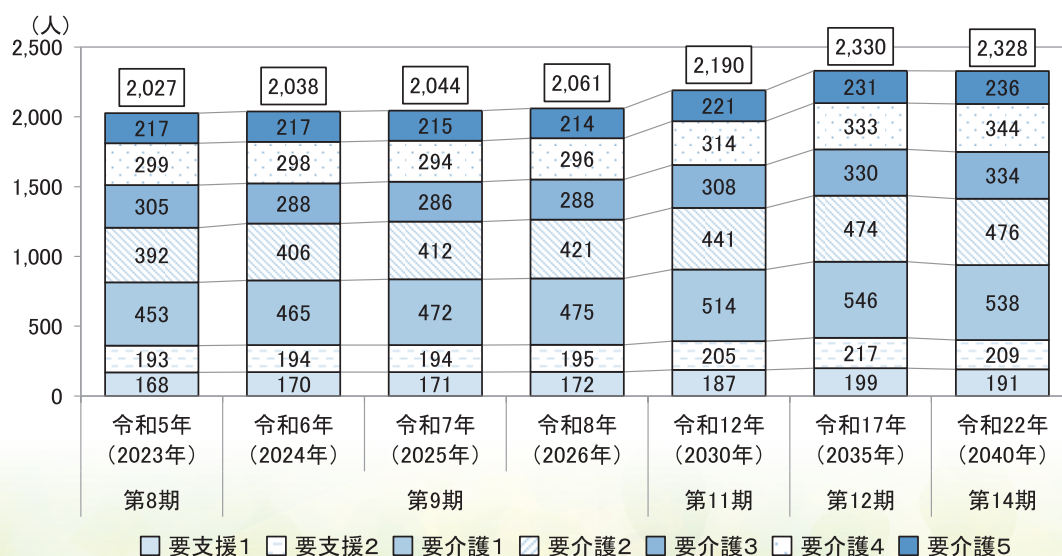
総人口は今後減少傾向となり、令和8年では44,146人となる見込みです。その後も減少は続き、令和22(2040)年では39,831人となっています。高齢者人口は、令和6年から令和8年にかけて減少しますが、その後は増加傾向で推移し、令和22(2040)年では令和8年から352人増加する見込みとなっています。

高齢化率については今後上昇し、令和7(2025)年では28.1%、令和22(2040)年では32.2%となる見込みです。



要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は今後増加し、令和8年では2,061人となる見込みです。その後も増加は続き、令和22(2040)年では2,328人となっています。本市では、特に要介護1、要介護2といった中度者の割合が高くなっています。



※資料：住民基本台帳

厚生労働省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 各年9月末日現在

4 基本理念

これまでの高齢者福祉計画及び介護保険事業計画においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ってきました。

第9期計画においては、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年も見据え、これまでに整備を進めてきた制度やサービスを推進・拡充することで、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むとともに、地域住民も含めた多様な主体とともに、地域全体で支えあい、生きがいを持って元気に暮らせるまちづくりに取り組むことで、地域共生社会の実現を目指します。

すべての高齢者が自分らしく幸せに生きることができるよう、本市では、引き続き以下の基本理念に基づき、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を推進します。

みんなで創ろう いきいき笑顔の **幸** 齢社会

5 基本目標

以下の3つを基本目標に設定し、実現に向けた施策の推進を図ります。

1 高齢者が元気で活躍できるまち

- 高齢者が健康増進や介護予防に主体的に取り組めるよう、健康づくりに向けた各種事業と正しい知識の普及啓発を推進・支援し、健康寿命の延伸を図ります。
- 地域の中で高齢者の活躍の場を創出し、高齢者が生きがいをもって主体的に活躍できる環境の整備に努め、地域の活性化を図ります。
- 元気高齢者の増加による地域活動の活性化や地域力向上を目指します。

2 高齢者の包括的な支援が充実したまち

- 複雑化・複合化している住民の課題を包括的に受け止める相談支援に加え、分野を問わず適切な支援へとつなげられるよう、連携体制と各種サービスの充実に取り組むことで、重層的支援体制の構築とさらなる推進を目指します。
- 医療と介護双方のニーズが高まることを見据え、医療・介護の連携体制を強化するとともに、研修会等を通してケアプランの質の向上を図ります。また、本人が望む人生の最期を迎えることができるよう、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及に取り組みます。
- 認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができるよう、見守り体制等の充実を図るとともに、介護をしている家族が安心して社会生活を営むために、相談支援や家族介護支援に取り組みます。

3 高齢者が安全で安心して暮らせるまち

- 高齢者の元気づくりやふれあいサロン等居場所づくりの充実、福祉委員会をはじめとする住民主体の互助活動による地域での支え合い・見守り体制づくりを支援します。
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続できるよう、安全に安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

6 高齢者介護・保健・福祉の施策

基本目標1 高齢者が元気で活躍できるまち

(1) 健康づくり・介護予防の推進 **重点施策**

各ライフステージにおいて一体的な健康づくりを支援できるよう、各種保健サービスの提供体制を整備するとともに、地域の住民が健康づくりに主体的に取り組めるよう、世代別の効果的なアプローチを通じて、健康寿命（元気寿命）の延伸を目指します。

- ◇ 保健事業と介護予防の一体的な取組事業
- ◇ 健康づくり・介護予防の普及啓発
- ◇ 健康づくり・介護予防に関する推進事業の実施
- ◇ 疾病予防に関する推進事業の実施

(2) 活動・就労機会の拡充

高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中、高齢者の活動に対するニーズも、趣味の活動、スポーツ、ボランティア、就労等多岐にわたることを踏まえ、関心のある活動を通じて生きがいづくりや健康の保持、介護予防、高齢者の経験及び技術の有効活用、地域の活性化につながるよう、高齢者の主体的な活動を支援します。

- ◇ 老人クラブ活動への支援
- ◇ ボランティア活動への支援
- ◇ シルバー人材センターへの支援
- ◇ 就労の促進

基本目標2 高齢者の包括的な支援が充実したまち

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、地域の実情に応じたよりきめ細かな対応ができるよう体制づくりを進めるとともに、地域の相談窓口や人的資源等の地域福祉活動と連携し、高齢者を含めた地域全体の包括的かつ継続的な支援と管理体制の充実に努めます。

- ◇ 地域包括ケアの拠点としての環境の整備
- ◇ 地域包括支援センターの周知
- ◇ 人員体制の整備

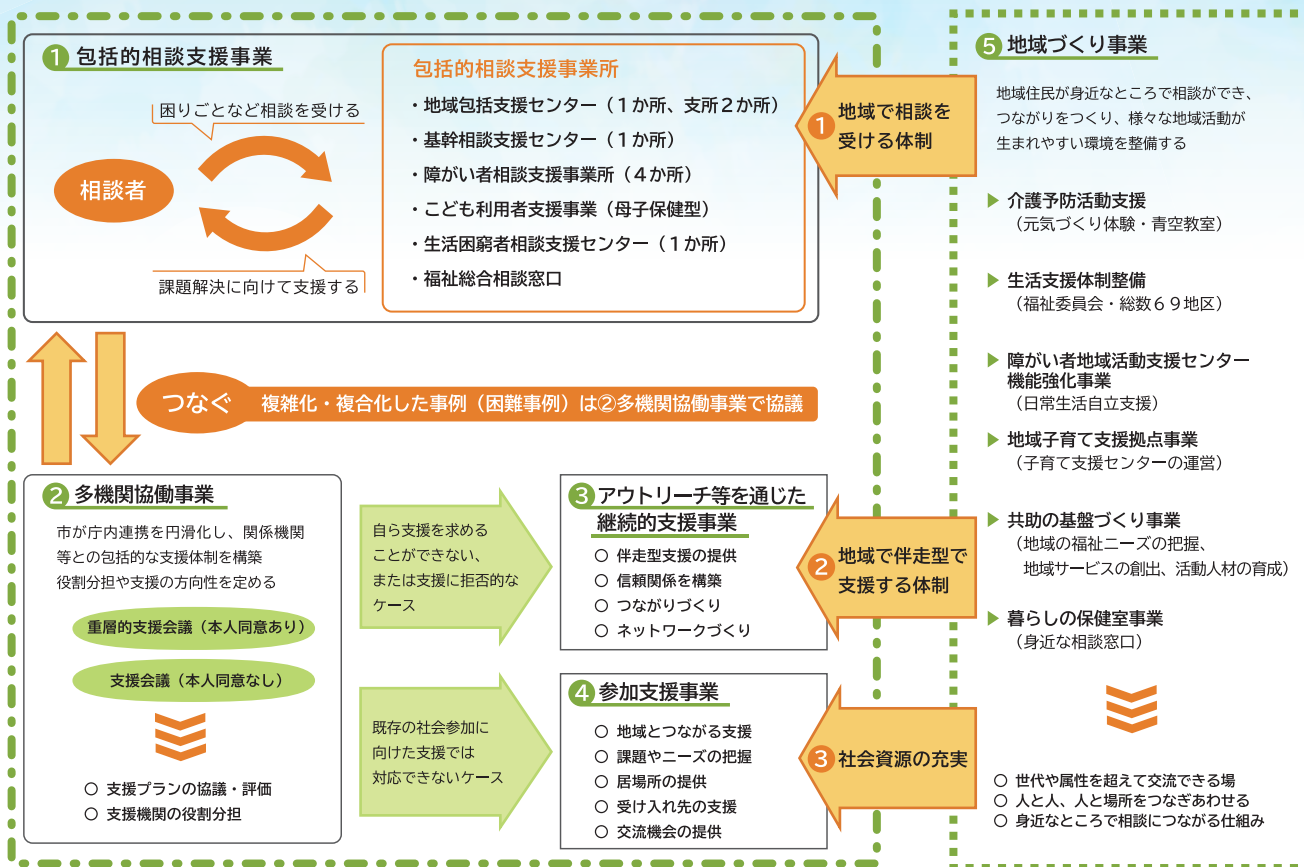
(2) 相談・情報提供体制の充実

住民が相談しやすく、それぞれが必要とする支援を受けられることができるよう、横断的に課題を受け止め、連携・支援する重層的支援体制を整備します。また、必要な方が相談につながるよう、相談機関の周知に努めます。

- ◇ 総合相談支援体制の周知と強化
- ◇ 身近な場における相談体制の充実
- ◇ 複合的な課題への支援機能の充実



いなべ市の重層的支援体制



(3) 認知症施策の推進 重点施策

高齢化の進行とともに増加する認知症高齢者やその家族等が、安心して住み慣れた地域で生活を送ることができる社会の実現に向けて、認知症基本法に基づく各種施策を推進します。

- ◇ 認知症予備軍の早期把握
- ◇ 認知症安心ガイドブックの普及
- ◇ 医療機関との連携強化
- ◇ 認知症に関する普及啓発
- ◇ 介護予防事業の推進（認知症予防）
- ◇ 認知症キャラバン・メイトの活動支援
- ◇ 認知症サポーターの養成
- ◇ 認知症ケアに携わる多職種の資質向上
- ◇ 認知症カフェの開催推進
- ◇ 認知症高齢者等SOSネットワークの充実
- ◇ チームオレンジ活動の推進

(4) 医療と介護の連携体制の充実 重点施策

住み慣れた地域で、必要な医療ケアと介護サービスが総合的に提供されるよう、医療と介護の連携を進めていきます。

- ◇ 医療と介護の専門職の連携体制の強化
- ◇ 医療サービスを適切に組み合わせたケアプランの作成
- ◇ 在宅看取りに対する理解の普及

(5) 家族介護支援

本人の意向に沿った在宅での自立した生活を実現するため、介護にあたる家族の介護負担の軽減に向けた支援策を強化します。

- ◇ 家族介護への支援
- ◇ 在宅寝たきり高齢者等おむつ給付
- ◇ 介護離職防止の取組

(6) 高齢者福祉サービスの提供

高齢者が質の高い生活を送ることができるよう、必要な人に必要なサービスを提供できる生活支援体制づくりを進めます。

- ◇ 在宅老人短期入所事業
- ◇ 訪問理容サービス
- ◇ 寝具洗濯サービス
- ◇ 福祉機器貸し出し
- ◇ ふれあい弁当サービス
- ◇ 福祉有償運送
- ◇ 福祉人材の確保

(7) 介護保険サービスの充実

中長期的なニーズの見込みを把握し、介護人材の確保やサービスの質の向上に取り組むことで、介護保険事業を円滑に推進するための基盤を整備します。

- ◇ 介護サービスの質の向上
- ◇ 介護人材の確保・定着支援
- ◇ 介護給付適正化事業



基本目標3 高齢者が安全で安心して暮らせるまち

(1) 安心できる暮らしの支援 **重点施策**

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域の支え合いの基盤を強化し、高齢者の自立生活を維持できるような地域づくりの取組を推進します。

- ◇ 地域における生活支援体制の推進
- ◇ ふれあいサロン等の充実
- ◇ 民生委員・児童委員への情報提供
- ◇ 避難行動要支援者支援体制の整備と充実
- ◇ 高齢者見守りネットワーク事業の推進
- ◇ 地域の見守り支援体制の拡充

(2) 高齢者の安全を守る支援

すべての高齢者が安全に暮らすために、より一層のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン（すべての人にとって使いやすい設計指針）に基づく住まい・施設の整備、また、高齢者の権利擁護の取組について、制度の普及啓発と利用促進を図ります。

- ◇ 緊急通報装置の設置
- ◇ バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくり
- ◇ 高齢者にやさしい住まいづくり
- ◇ 悪質商法等の被害に関する情報提供・相談体制の整備
- ◇ 高齢者虐待の早期発見・早期対応体制の充実
- ◇ 成年後見制度の普及

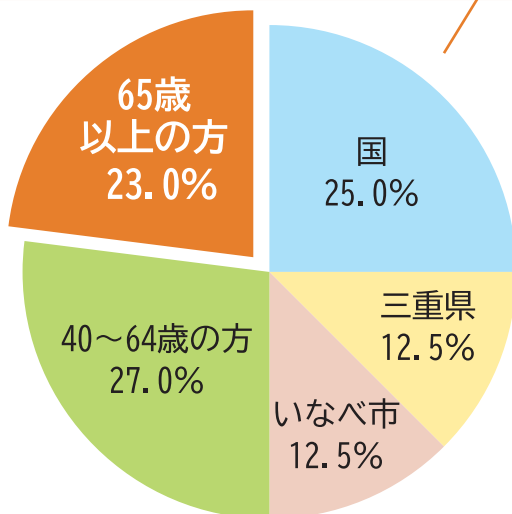


7 介護保険料の設定

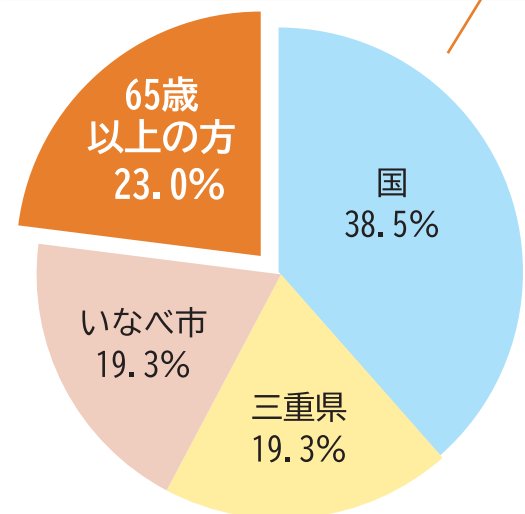
介護保険事業の財源構成

介護保険料は介護保険事業を運営していく大切な財源であり、サービスに必要な費用に応じて、3年ごとに見直されます。令和6年度から3年間は、65歳以上の負担割合は23%となっています。

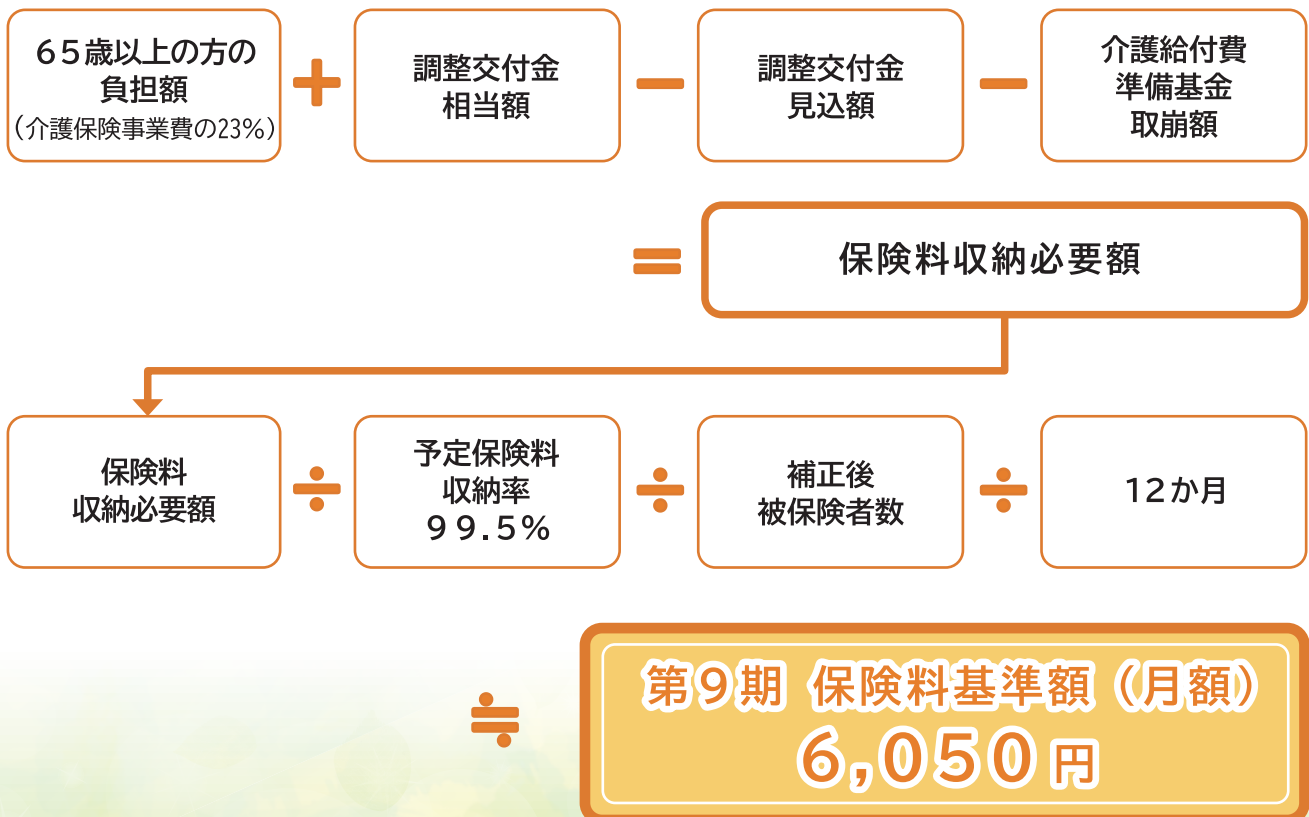
介護保険サービス給付費及び
介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成



包括的支援事業・任意事業の財源構成



第9期計画期間の第1号被保険者保険料基準額の算出方法



令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の保険料段階及び料率

段階	対象者	基準額に対する割合	年額
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・生活保護の受給者 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.285	20,692円
第2段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.485	35,213円
第3段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、 第1段階、第2段階の対象者以外の人	0.685	49,734円
第4段階	・本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下の人（世帯内に市民税課税者がいる場合）	0.900	65,345円
第5段階	・本人が市民税非課税で、第4段階の対象者以外の人 （世帯内に市民税課税者がいる場合）	1.000	72,605円
第6段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.200	87,126円
第7段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上の人	1.325	96,202円
第8段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上の人	1.525	110,723円
第9段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上の人	1.650	119,798円
第10段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が380万円以上の人	1.800	130,689円
第11段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が470万円以上の人	1.950	141,580円
第12段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が570万円以上の人	2.100	152,471円
第13段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が660万円以上の人	2.250	163,361円
第14段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が760万円以上の人	2.400	174,252円

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度における保険料 基準月額

6,050円

いなべ市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画【概要版】

発行：いなべ市

編集：いなべ市 長寿福祉課・介護保険課

住所：〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜31番地

TEL：0594-86-7819・7820

FAX：0594-86-7865

発行年月：令和6年3月